

【問題】 次の【事例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

【事例】

Y市では数年前から、市政に対する抗議運動が過激化する例がたびたび見られ、毎回、2、3人による所業ではあったものの、暴力沙汰に発展する事件も散見されるようになっていた。また、警察官が駆けつけて騒ぎを静めなければならない事態も何度かあった。

そのような情勢下で、市営火葬場建設反対運動が沸き起こった。同運動の主催者 X1 が抗議集会を計画し、開催場所を確保するため、Y市立市民会館の使用許可を申請したところ、Y市の指定管理者が、当該集会は暴力沙汰に発展しやすい性格を有している上、市民会館側には暴力行為に対処できる能力が欠けていると判断し、Y市立市民会館条例 3 条 1 項「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき」及び同条 3 項「管理上支障があると認めるとき」の両方の不許可要件に該当するとの理由で、使用を許可しなかった（以上【事例 1】という。）。

上記集会の開催に賛同していた X2 は、自らが所有する Y市内の空き家で上記集会が開催できるのではないかと考えた。ところがちょうど 1 年ほど前に、過激な集会に起因する暴力沙汰の発生とその波及の防止を目的に、Y市暴力的集会防止条例が制定施行されていた。同条例によると、学校や病院等の周辺で開催される集会に関して、集会施設の所有者が過去の集会時の暴力行為で有罪判決を受けている場合に限り、たとえそれが屋内集会であっても、Y市長は集会施設の使用禁止を命ずることができるとあった。たまたま X2 の空き家は学校の近くに位置しており、かつ、X2 は過去に集会時の暴力行為で有罪判決を受けていたことから、Y市長は、X2 の空き家の使用禁止を命じた（以上【事例 2】という。）。

【設問 1】

【事例 1】について、X1 は、自己に対する使用不許可処分が憲法 21 条 1 項の保障する集会の自由を侵害し、違憲であると主張している。Y市立市民会館条例自体は合憲とみなした上で、X1 の主張を擁護する憲法論を提示しなさい。

【設問 2】

【事例 2】について、X2 は、自己に対する使用禁止命令が憲法 21 条 1 項の保障する集会の自由を侵害し、違憲であると主張している。使用禁止命令の法的根拠である Y市暴力的集会防止条例を違憲とする X2 の主張を擁護する憲法論を提示しなさい。